

企業繁栄のアドバイザー

未来税務会計ニュース

暑中お見舞い申し上げます

大雨続きの梅雨明け宣言(7月24日)後、急に暑くなり猛暑が続いておりますが、皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。厳しい暑さが続きますので、くれぐれもご自愛ください。



令和元年 盛夏
(税) 未来税務会計事務所
熊本 代表社員 西田尚史
川内 代表社員 鍋 清見
外 従業員一同

民法改正後の相続税・軽減税率セミナーを開催します!

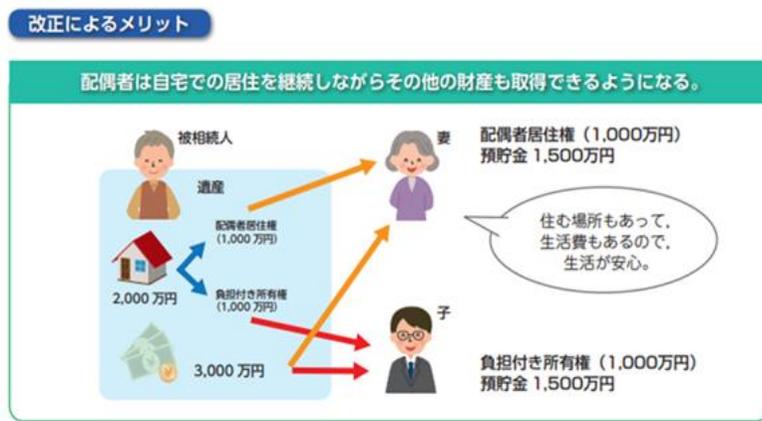
2018年(平成30年)7月に、相続法制の見直しを内容とする<民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律>と、法務局において遺言書を保管するサービスを行うこと等を内容とする<法務局における遺言書の保管等に関する法律>が成立しました。

この相続法については、1980年(昭和55年)に改正されて以来、大きな見直しがされてきませんでした。今回の改正の具体的な内容は以下の通りです。

- (1)被相続人の死亡で残された配偶者の生活への配慮等の観点から、
 - ①配偶者居住権の創設
 - ②婚姻期間が20年以上の夫婦間における居住用不動産の贈与等に関する優遇措置
- (2)遺言の利用を促進し、争続をめぐる紛争を防止する観点から、
 - ①自筆証書遺言の方式緩和

- ②法務局における自筆証書遺言の保管制度の創設(遺言書保管法)
- (3)預貯金の払戻し制度の創設、遺留分制度の見直し
- (4)特別の寄与の制度の創設 などの改正があります。

例えば、(1)①配偶者居住権の創設では、下図のようなメリットがあります。



(出典) 法務省「民法(相続法)改正遺言書保管法の制定～高齢化の進展等に対する対応～」(相続に関するルールが大きく変わります)

第2部の軽減税率対策セミナーについて、軽減税率の影響を受けるとは、税金が増加する売上

1,000万円以下の免税事業者の農林水産業者、また、新聞販売店の経営者等です。あと、9月(1ヵ月)しかありませんから、早めの申し込みをお願いします。

※次回のセミナーは9月25日を予定しています。

講演：第1部 民法改正後の相続税について
第2部 軽減税率対策セミナー
日時：令和元年8月22日(木)
13:30~16:00 (受付13:00より)

場所：未来税務会計事務所3F会議室
講師：税理士 西田尚史 片平和代
費用：お茶・資料代 お客様1,000円 お客様以外5,000円



※詳しくは別紙にて

税務調査で狙われる！接待交際費

そもそも交際費とは、「交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供給、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの」と定められています。どのような場合に交際費として課税されるのか、次の三要件説が多く用いられます。

- ・支出の相手方：事業に関係のある者等であること
- ・支出の目的：事業関係者等との間に親睦の度を密にして取引関係の円滑な推進を図ることであること
- ・行為の形態：接待、供給、慰安、贈答その他これらに類する行為であること

ただ、領収書を見ただけでは、「どこの誰とどんな話をしたのか」が分かりません。そのため、非常にグレーな部分が多い費用であり、接待交際費は税務調査で狙われやすい費目といえます。例えば、事業との関係性を証明できない支出の一切が損金として認められなかった事例もあります。右下の表(エヌピー通信社納税通信第3578号2019年7月1日号)を見てみると、国税庁は6月に会社標本調査の中で「業種ごとの交際費平均支出額」を公表しています。これにより、同業他社と比べて交際費が著しく過大ではないか、税務調査の判断基準の一つとなり、また、否認されると延滞税や加算税が課されます。税務署から目を付けられない為にも、会社の事業に必要な接待であったことを証明できるか、また、社長等の私的な支出が混じっていないか、注意する必要があります。

【表】業種ごとの交際費平均支出額(連結法人除く)

	1社当たり (単位:万円)	営業収入 10万円あたり (単位:円)
農林水産業	60.0	330
鉱業	179.5	148
建設業	171.0	668
繊維工業	94.2	282
化学工業	312.4	197
鉄鋼金属工業	173.2	247
機械工業	177.5	149
食料品製造業	151.5	178
出版印刷業	149.3	305
その他の製造業	115.6	288
卸売業	175.8	173
小売業	80.1	186
料理飲食旅館業	82.0	454
金融保険業	262.9	150
不動産業	80.1	582
運輸通信公益事業	203.3	203
サービス業	116.2	463
全業種	131.0	295

令和元年分の路線価が公表されました！

国税庁は7月1日に令和元年分の路線価等(路線価、評価倍率)を公表しました。熊本の桜町地区や鹿児島の大規模複合ビルの再開発への期待を背景に中心部は上昇傾向にあります。また、熊本地震の被災地の路線価は回復傾向にあるようです。

【県庁所在地都市 最高路線価ランキング】(単位:1㎡当たり)

順位	所在地	路線価(千円)
1	東京 中央区銀座5丁目銀座中央通り	45,600
2	大阪 北区角田町御堂筋	16,000
3	横浜 西区南幸1丁目横浜駅西口 パスターミナル前通り	11,600
↓	↓	↓
12	熊本 中央区手取本町下通り	1,820
↓	↓	↓
17	鹿児島 東千石町天文館電車通り	900

路線価は、相続税や贈与税において土地の評価額を計算する際に用います。路線価が定められている地域は路線価方式により評価し、それ以外の地域は倍率方式により評価します。

【熊本・鹿児島税務署別 最高路線価】(単位:1㎡当たり)

署名	所在地	路線価(千円)
熊本西	熊本市中央区手取本町・下通り	1,820
熊本東	熊本市東区若葉1丁目・電車通り	120
八代	八代市本町2丁目・本町通り	42
人吉	人吉市九日町・九日町通り	33
玉名	玉名市中・国道208号線	46
天草	天草市南新町・国道324号線	77
山鹿	山鹿市山鹿・国道325号	34
菊池	菊陽町光の森3丁目・県道住吉熊本線	98
宇土	宇城市松橋町松橋・国道266号線	45
阿蘇	阿蘇市一の宮町宮地・国道57号線	24
鹿児島	鹿児島市東千石町・天文館電車通り	900
川内	薩摩川内市西向田町・太平橋通り	78
大隅	志布志市志布志町志布志2丁目 ・国道220号線	25

未来を語り 未来を創り 未来に残す。

無料個別相談会を開催します！

当事務所では、相続・事業承継に関する様々な疑問にお答えするために、個別相談会を開催致します。

日時: 令和元年8月21日(水)

11:00~16:00の中での1時間

※上記の時間帯は先着順での受付となるため、ご希望の時間帯に沿えない場合がございます。予めご了承ください。

※詳しくは別紙にて

※上記日程以降も毎月個別相談会を開催予定としております。また、電話相談は正確なアドバイスができませんので、一切行っておりません。この機会に是非ご参加下さいませ。

毎週水曜日は無料相談日



相続 贈与
開業 支援
経営

096-368-2030

ソリマチ会計王・給料王 なんでも無料相談会

当事務所お客様限定にて、ソリマチ製品をご検討中の方にご使用中の疑問等、なんでも“無料”かつ“個別対応”でお答えします。

※先着制

日時: 令和元年8月24日(土)

場所: 未来税務会計事務所3階会議室

時間: ①10:00~11:00 ②14:00~15:00

メールでの申込となりますのでご注意ください!!

申込先: mirai2030-ide@memoad.jp 担当: 出(イデ)



○ 夏季休暇のお知らせ ○

誠に勝手ながら8月11日(日)~15日(木)まで、当事務所では夏季休暇を頂戴致します。お客様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご容赦頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。



チラシ配布希望者は
担当者まで♪

天ぷら定食あげたて

今回は、天ぷら定食あげたてのご紹介です。すでにご存じの方もいらっしゃると思いますが、ボリューム満点の天ぷらがリーズナブルなお値段で食べることができます。

イカの塩辛、高菜は無料です。まだ、行かれてない方は一度食べに行かれては！

毎月27日
アゲアゲ感謝デー

天丼 ¥580

夏夜辛 ¥390

感謝のサンキュー価格

お持ち帰りは通常価格になります

現在3店舗で営業中☆

流通団地店 熊本市南区馬渡 2-20

江津店 熊本市東区江津 2-29-22

光の森合志店 合志市幾久富 1726-1

(営業時間) 11:00~22:00 (オーダーストップ 21:30)



熊本 あげたて 検索

製作・発行: 税理士法人 未来税務会計事務所
〒862-0933 熊本県熊本市東区小峯 1-1-106
Tel: 096-368-2030 / Fax: 096-368-4639
http://www.mirai-town.net/